

令和 2 年 7 月 2 8 日

保育園
小規模保育事業
事業所内保育事業

} 代表者 様

幼保運営課長

保育園等における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市における、保育園等での受け入れに係る入所調整については、国の運営基準省令や留意事項通知等に基づき運用しているところですが、待機児童の解消に注力した結果、利用定員を著しく超過して児童の入所をお願いしている事例が散見される状況となっております。

については、給付費の適正化を図る観点から、下記のとおり、各区における入所調整について基本的なルールを定めることとしましたので、ご了知のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、本ルールについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 受け入れ人数の考え方

利用定員の 120%以下となることを原則とする。

但し、要保護児童への対応等、特段の事情により受け入れを要する場合はこの限りではない。

2 受入人数が利用定員の 120%を超える場合の取扱い

- (1) 新たな受け入れは実施しない。なお、市ホームページに毎月公表する受け入れ状況表の受け入れは「×」とする。
- (2) 現に入所する児童については、上記「受け入れ人数の考え方」を適用することで退所にならないよう配慮し、継続入所を可とする。
- (3) 受け入れに係る調整は、園の所在する区のこども家庭課が行う。

3 本通知の適用日について

令和 2 年 9 月 1 日の入所選考から適用

<問い合わせ>

■入所調整に関すること

管理 班 : 043-245-5726

■給付費に関すること

助成第 2 班 : 043-245-5735

F A X : 043-245-5894